第2回幡多地域アクションプランフォローアップ会議の概要

日 時:平成21年1月12日14:00~16:30

場 所:幡多クリーンセンター2階会議室

1. 議事

(1)全体スケジュール等について

・産業振興計画フォローアップの年間スケジュールについて説明

(2)地域アクションプランについて

- 1) H21年度の進捗状況について
 - ・幡多地域での第3四半期までの状況を説明:高知県産業振興推進総合支援事業 費補助金の活用状況、重点的な取り組み、注目すべき動き、追加・修正項目な どを総合的に説明
 - ・幡多地域37項目の第3四半期までの進捗状況について、個々に説明
- 2) 22年度に向けて
 - ・21年度修正項目としてNo.9「中山間地域の保全と活性化」を事業主体別に2 つに分割することを確認
 - ・22年度追加予定項目としてサメ漁業復活に向けた取り組みなど8項目を追加 することを説明
 - ・21 年度事業の見直し項目について説明:今後、見直しが必要な場合は事務局に 作業を一任してもらうよう依頼

【意見交換】

- ・政権が変わったことによって、様々な国の補助金などが見直されている。産業振興計画 の取組についてはどういう影響があるか。スケジュール的には影響はないか。
- →スケジュール的には特に変更はない。基盤整備関係など、かなり影響が出るということ が懸念されるが、産業振興計画は国の事業がかわっても、県単独で対応するなど財源の 変更はあるかもしれないが、変わりなく進めていく。
- ・幡多広域の観光組織の法人化に向けて、引き続き県の努力をお願いしたい。
- →2月には法人化する方向で順調に進んでいる。
- ・平成22年度に向けての新規事業は、今回の会議で承認されたというような位置づけになるのか。
- →今回の会議で承認をいただき、正式には県のフォローアップ委員会で検討したうえで承認される。また、現在8項目上がっているが、もしこれから3月までの間に新規事業として取り上げるものがあれば、何らかの形で委員にお知らせしたうえで、3月の県のフォローアップ委員会で承認をうける、ということで今回了承いただきたい。
- ・当市の場合、産業振興計画にあげるかどうか、審査会的なものを庁内で開いて、フォローアップ会議に上げていくという手続きをとっている。フォローアップ会議の日を決められていると、間に合わない、あるいは、間に合わせるために十分に審査する時間がない場合がある。今後の追加案件は何らかの形で皆さんの承認を得るというのであれば、この会議を必要に応じて開催し、一括して委員会で報告するとか、そういうやり方はできないものか。

- →フォローアップ会議の年2回開催は、県下7ブロック統一してそうなっている。2回目の開催が1月という状況から、それ以後の新規事業や取り下げ事業、見直しについては、 先ほど説明した手続きで行いたいと思っているのでご理解いただきたい。会議までに各 市町村で十分に審議できていないものについては、各市町村さんごとにご判断いただき、 事務局にご報告いただければ対応していきたい。
- ・陸の場合は比較的安定した計画が立てられると思うが、海とか川というのは非常に不安 定な要素を持っている。具体的に言えば、スジアオノリは3年育ててやっと去年はちょ っと取れた。今年はまた環境状況によって見通しが立たない。大学と市の研究でも、要 するに研究過程なので、非常に不確実な要素を含んでいる。実際漁に携わっている者と しては温暖化の問題、それから水量の問題、水温の問題と、人間の力ではどうにもなら ない問題がある。こうやったらいいという方向が示されても、利用権とか河川法などに より、計画通りに進まないというようなものがある。

実際にブランドを作って販売する場合、団体やそれを構成する各人に利益はどう配分されるのか。個人に配分する場合、平等配分か、能力で配分か、などの課題がある。他の団体ではどうされているか、参考にお聞きしたい。

- →事業として立ち上げた場合の利益配分はどうなるのか、それが各人にどう配分されるのかということのご質問だと思う。例えば、加工品を作る場合、材料を組合から購入した場合、まず組合に収入が入り、出荷した者たちに反映されてお金が配分される。各個人から材料を購入した場合は個人に収入がある。出来上がった加工品販売で利益を上げていけば、その会社の利益となり、その中から社員の給与も当然働きに応じて配分される。あるいは、株主にそれが返還されていく。株主に返還されれば、株主として出資している団体の構成員の福利厚生、もしくはそこの職員への配分、給与に反映される。組織の中での配分ということになると、私どもの場合、本来は能力給というのが基本だが、年功、均等という考えもある。収益の配分は、それぞれ出荷したものがその量に応じて利益を得る。職員も能力によって俸給を得るというのが実情であり、均等というのはあくまでも能力が一定の中のうえにおいて成り立つことであって、なかなか難しい。格差というのは当然出てきて当たり前と思っている。
- ・フォローアップ会議は、年に2回しかないということは、これから後に何か出てくるものがあった場合、会議にかけなくても、委員会へいったらそのまま決定になるということか。
- →これから変更があった場合は何らかの方法で委員にお知らせし、ご理解をいただくとい うことを考えている。
- ・今回新規事業としてあげている8項目のうち、5項目は、前回の9月のこの会合で出されているが、まだ決定はしてないということか。最終的な承認は今日行うということか。 →そのとおり。
- ・新聞で見ると、他のところでは圧縮もあったようだが、幡多地域についてはそれもなく、 順調に進んでいるというか、振興計画は基本的にこのままでいいという理解で良いか。
- →全般的に取組状況は順調と考えている。中には課題もあり進んでないものもあるが、様々な改善も図りながら進めていこうとしている。しかし、来年度には取り組みを始めてから 1 年以上経過するので、再度整理を行い、次回の会議では数を減らすといった提案も可能性がある。

- ・当町では、今度4月から産業振興の取り組みを具体的に進めていく専門のセクションを設置するつもりである。一方、本来の農業・漁業をもっと基本的な部分で支援をするべき、ということも言われる。例えばカツオ漁船の廃船が相次ぐというようなことになると、いわゆる船の数が減って魚群の探索能力というものが落ちることになり、1人、2人が頑張っても漁業として成り立たないという状況が生まれる。
 - 農業においても産地を形成する最低の物量、農家数、こういったものがロットをまとめるうえで絶対必要。県や市町村の体制、JA・漁協と協力して維持していく取り組みも大事だという認識を持った上で産業振興計画に当たらなければならない。アクションプランの個々の事業は比較的時間がかかる内容のものが多いため、取り組みを進めている間に、本来の農業・漁業が衰退の一途をたどるということになれば大変なことになる。
- ・37 項目にこの8項目を加え、仮に項目を3月までに追加とか修正等があった場合は、また別途相談することで了解いただきたい。
- →全員了解。

(3)産業成長戦略について

・平成 21 年度の結果、成果それを踏まえた 22 年度の追加・拡充について各分野ごとに説明

【意見交換】

- ・県で推進する商品についてブランドは県で統一するのか。個々のブランドにするのか。
- →県外に販売していくものは地産外商公社が取り扱う品目として募集をしている。地産地 消・外商課で随時受付という形で商品の提案書をいただき、審査を経て商品に加えてい くという形を取っている。統一ブランドという形ではない。「いい物、おいしい物発見コ ンクール」といったコンクール的なもので県として賞を授与して、こういう賞を受けた 商品ですよという売り出しはしている。
- ・成果について、事業の実効性を通してどれだけ地域に効果が現れたのか、雇用とか貨幣 の流通等、定量的に測ることはできないか。今の数量だけではなかなか成果が認識でき ない部分もあるので、例えば人口割でこれくらいの数値になるとか、一般の方にも分か りやすい捉え方ができないか。当市としてもそういう捉え方をできればやりたいと考え ており一緒にやっていけたらと思う。
- →例えば雇用促進の事業では、数値目標も掲げて取り組んでいるが、産業振興計画だけで 雇用の具体的な数値目標というような形には今のところはしていない。経済的な数値と いうのは景気動向など外的な要因により左右されることもあり、目標を掲げても効果が 見えにくいこともある。今後、研究されるということなら協力してやっていきたい。
- ・ふるさと雇用制度、これについては非常にありがたく活用させていただいているが、3 年後に個々の企業で継続雇用は困難。3年後の制度の継続の見通しはないか。
- →国の制度であり、なんともいえない。